

## 令和6年度 「川崎市内の公園緑地における KAWASAKI PARK CARAVAN」における確認書

川崎市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、甲が実施する社会実験「川崎市内の公園緑地における KAWASAKI PARK CARAVAN」（以下「社会実験」という。）に関する以下の各号について、確認した。

1. 本確認書の有効期間は、令和6年〇月〇日から令和7年3月31日までであること。
2. 乙は、社会実験の募集要項等で甲が指示する注意事項等を遵守するものとする。
3. 乙は、出店させる各移動販売車等に関して、社会実験の募集要項P8「6（2）添付書類」の募集区分A①～⑤について確認するとともに、甲から提出を求められた場合には、速やかに提出を行うものとする。
4. 甲は、各移動販売車等が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの（法人等にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。）でないこと。」について、必要に応じて神奈川県警に照会を行い、その結果により移動販売車等の出店を拒否することができる。また、乙は、甲が行う照会に必要な各移動販売車等の情報について、甲に提供するものとする。
5. 乙は、1か月毎に移動販売車等の出店日時、店舗名、責任者名、販売品目、緊急連絡先及び車両情報（車両サイズ、重量及び車両ナンバー）について、甲に前月15日までに提出するものとする。
6. 乙は、移動販売車等の出店報告として、にぎわいの創出や清掃等の実施状況、売上金額及び購入人数を、甲に1か月分を15日までに提出するものとする。
7. 乙は、移動販売車等の売上金額に応じた金額を1か月毎に集計し、公園の維持管理や活動等に寄与するよう、川崎市緑化基金等に納めるものとする。
8. 甲及び乙は、社会実験の実施にあたり、本確認書に定めのない事項については、お互い誠意をもって協議を行うこと。

令和 年 月 日

甲 名称 川崎市長  
所在地 川崎市川崎区宮本町1番地  
福田 紀彦

乙 名称  
所在地  
確認者